

# 石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準

施行 平成15年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

条例第89条に規定する石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者は、当該石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めるにあたり、次に定める作業基準を遵守するものとする。

## 1 解体作業基準は、次に定めるとおりとする。

1	吹付け石綿が使用されている建築物の解体の際の除去処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計図書及び建築物の点検により吹付け石綿の使用状況を調査すること。</li> <li>(2) 現場の入口に「吹付け石綿の解体作業中」である旨の表示を行うこと。</li> <li>(3) 床面、壁面等にシート等の養生を行うこと。</li> <li>(4) 作業場所の出入口には前室（洗身設備及び更衣設備）を設けること。</li> <li>(5) 石綿を捕獲できる局所排気用除じん装置を設置すること。</li> <li>(6) 除去部分に粉じん飛散防止剤を吹き付けること。</li> <li>(7) 飛散防止のための適切な工法による除去処理作業を行うこと。</li> <li>(8) 除去した石綿廃棄物をビニール袋に密閉し、作業場所にまとめて置くこと。</li> <li>(9) 施工部の除去状態を点検すること。</li> <li>(10) 施工後の下地に固化剤等を吹き付けること。また、作業場所の空气中に粉じん飛散防止剤を噴霧すること。</li> <li>(11) 使用機材は清掃を行ってから場外へ搬出すること。</li> <li>(12) 作業場所及び前室に使用した養生シートは、ビニール袋に密閉し、場外へ搬出すること。</li> </ul>
2	石綿を含有する断熱材、保温材、石綿布等が使用されている建築物の解体の際の除去処理	吹付け石綿が使用されている建築物の解体の際の除去処理に準じた方法で行うこと。
3	石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物の解体の際の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計図書及び建築物の点検により石綿を含有するセメント建材の使用状況を調査すること。</li> <li>(2) 現場の入口に「石綿を含有するセメント建材の解体作業中」である旨の表示を行うこと。</li> <li>(3) 解体を行う建築物にシート等の養生を行うこと。</li> <li>(4) 解体を行う建築物は、湿潤状態にすること。</li> <li>(5) 飛散防止のための適切な工法による解体作業を行うこと。</li> <li>(6) 解体した石綿を含有するセメント建材は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、場外に搬出すること。また、細かく破碎されたものは、ビニール袋に密閉し、場外に搬出すること。</li> </ul>

## 2 改造又は補修作業基準は、次に定めるとおりとする。

1	吹付け石綿の除去処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現場の入口に「吹付け石綿の除去作業中」である旨の表示を行うこと。</li> <li>(2) 床面、壁面等にシート等の養生を行うこと。</li> <li>(3) 作業場所の出入口には前室（洗身設備及び更衣設備）を設けること。</li> <li>(4) 石綿を捕獲できる局所排気用除じん装置を設置すること。</li> <li>(5) 除去部分に粉じん飛散防止剤を吹き付けること。</li> <li>(6) 飛散防止のための適切な工法による除去処理作業を行うこと。</li> </ul>
---	------------	---

		<p>(7) 除去した石綿廃棄物をビニール袋に密閉し、作業場所にまとめて置くこと。</p> <p>(8) 施工部の除去状態を点検すること。</p> <p>(9) 施工後の下地に固化剤等を吹き付けること。また、作業場所の空气中に粉じん飛散防止剤を噴霧すること。</p> <p>(10) 使用機材は清掃を行ってから場外へ搬出すること。</p> <p>(11) 作業場所及び前室に使用した養生シートは、ビニール袋に密閉し、場外へ搬出すること。</p>
2	吹付け石綿の封じ込め処理	<p>(1) 現場の入口に「吹付け石綿の封じ込め作業中」である旨の表示を行うこと。</p> <p>(2) 作業場所はシート等で養生すること。</p> <p>(3) 作業場所の出入口に前室を設けること。</p> <p>(4) 石綿を捕獲できる局所排気用除じん装置を設置すること。</p> <p>(5) 既存吹付け部分の損傷箇所の補修を行うこと。</p> <p>(6) 吹付け等による封じ込め作業を行うこと。</p> <p>(7) 施工部の仕上がり状態を点検すること。</p> <p>(8) 使用機材は清掃を行ってから場外へ搬出すること。</p> <p>(9) 養生シートはビニール袋に密閉し、場外へ搬出すること。</p>
3	石綿を含有する断熱材、保温材、石綿布等の除去処理	吹付け石綿の除去処理に準じた方法で行うこと。
4	石綿を含有するセメント建材の処理	石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物の解体の際の処理に準じた方法で行うこと。

- 備考 1 吹付け石綿の囲い込み処理を行う場合にあつては、吹付け石綿の封じ込め処理に準じた方法で行うこと。
- 2 石綿濃度の測定に当たっては、次に掲げる事項に従い実施すること。
- (1) 捕集日
 

原則として、降雨、降雪及び強風時を避けること。
  - (2) 測定地点
 

石綿の使用箇所近傍及び敷地境界若しくは敷地外で、境界から数メートル離れた四方位の4地点以上とする。
  - (3) 空気の捕集方法
 

空気の捕集は、有効採じん面の直径が35mmのメンブランフィルターを用いて、原則として10L/分で4時間とする。ただし、石綿濃度及び一般粉じん濃度が高い地点においては、この限りでない。
  - (4) 捕集高さ
 

空気捕集口の高さは地上1.5m以上とする。
  - (5) 石綿の計数方法
 

位相差型光学顕微鏡又は電子顕微鏡を用いて計数すること。
  - (6) 気象状況
 

天候、風向、風速、温度及び湿度の記録を行うこと。